

木造施設の老朽度算定要領

木造施設の老朽度は、次の各号の定めるところにより、算定した数を連乗して得た数値とする。

- (1) 別表1の第1項から第3項までの各項の該当する欄の右端に掲げる数を合計して得た数に、根継ぎした柱が半数以上あるときは、0.8を半数未満あるときは、0.9を、根継ぎした柱がないときは1を乗じ、これに50を加算して得た数
- (2) 別表2の第1項から第7項までの各項の該当する欄の右端に掲げる数を合計して得た数
- (3) 別表3の第1項から第3項までの各項の該当する欄の記号の組合わせにより別表4から得た係数

別表1 (構造耐力)

1	基礎	布コンクリート造	15	布石積造、布レンガ造	10	壺石造、壺レンガ造、壺コンクリート造	5	堀立柱木杭基礎	0
2	土台	15.2cm角以上	15	12.1cm角以上 15.2cm角未満	10	12.1cm角未満	5	土台なし	0
3	柱	二階以上の階を有する場合の一階の柱	20	13.6cm角以上 又は12.1cm角以上2本	15	12.1cm角以上	10	12.1cm角未満	0
		平家の場合の柱		13.6cm角以上 又は12.1cm角以上2本		10.6cm角以上		10.6cm角未満	

別表2 (保存度)

1	経過年数	5年未満	5	5年以上18年未満	3	18年以上30年未満	2	30年以上	0
2	基礎の不同沈下	ない	6	ほとんどない	4	かなりある (見てわかる程度)	1	ひどい	0
3	外壁の土台の腐朽度	ほとんど腐っていない	7	少し腐っている	4	腐れがひどい	1	ほとんど腐っている	0
4	外壁の柱の老朽度	ほとんど腐っていない	7	少し腐っている	4	腐れがひどい	1	ほとんど腐っている	0
5	梁の老朽度	ほとんど腐っていない	5	少し腐っている	3	腐れがひどい	1	ほとんど腐っている	0
6	柱の傾斜度	梁行 (はりゆき)	20	1 cm未満	15	1 cm以上2 cm未満	10	2 cm以上3 cm未満	0
		桁行 (けたゆき)	20	180cm	15	180cm	10	180cm	0
7	横架材の傾斜度	梁行 (はりゆき)	15	1 cm未満	10	1 cm以上2 cm未満	5	2 cm以上3 cm未満	0
		桁行 (けたゆき)	15	180cm	10	180cm	5	180cm	0

別表3 (外力条件)

1	海岸からの距離	a 海岸から8 Kmをこえる	b 海岸から4 Kmをこえる8 Km以内	c 海岸から4 Km以内
2	最深積雪量	a 20 cm未満	b 20 cm以上1 m未満	c 1 m以上
3	地盤	a 普通	b やや軟弱	c 軟弱

別表4

係数	1.00	0.98	0.96	0.94	0.92	0.90	0.88	0.86	0.84	0.82	0.80
外力条件記号	a a a	b a a	a a b	b a b	a a c	b a c	a b c	b b c	a c c	b c c	c c c
			a b a	b b a	a b b	b b b	a c b	b c b	c b c		
			c a a		a c a	b c a	c a c		c c b		
					c a b		c b b				
					c b a		c c a				

- (注) 記号(a、b、c)の順序は、別表3の項の順序とする。
- (注) 1 調査に当たっては、一級建築士もしくは、これと同等の資格を有する者がこれに当たること。
- 2 調査に当たっては、調査対象施設を実地に調査し、これに当たること。
また、調査対象施設の構造計算書等の資料を十分に参考とすること。

現存率 ①×100		%									
区 分	構 成	P	種 類	N	各 部 現 存 率 K		再建設指数 P×N	再建設指数調整値 R=P×N/0.4	現 存 指 数 K×R	現 存 率 Σ(K×R)/Σ(R)	
					内 容	率					
構 造		140	鉄骨・鉄筋コンクリート	1.5							
			鉄筋コンクリート	1.0							
			ブロック造	0.7							
			鉄骨造	0.9							
			れんが造、石造	1.2							
主要部の 仕 上	屋 根	10	・アスファルト防水、コンクリート押えモルタル塗	1.7							
			・アスファルト露出防水	1.0							
			・モルタル防水	0.5							
			・石綿スレート、かわら、銅板	0.4							
	外 壁	25	・タイル (小口)	1.4							
			・モザイクタイル	1.0							
			・コンクリート打放し	1.0							
			・モルタル、リシン吹付	0.6							
内 壁	20	・モルタル	1.0								
		・プラスター	0.8								
		・木製	0.7								
天 井	20	・吸音テックス	1.1								
		・ボード	1.0								
		・プラスター	0.8								
		・木製	0.7								
床	20	・リノリウム	1.3								
		・プラスチックタイル	1.1								
		・アスファルトタイル (暗)	1.0								
		・モルタル	0.8								
		・木製	0.7								
外部建具	35	・アルミサッシ (オーダー)	1.2								
		・アルミサッシ (既成)	1.0								
		・スチールサッシ	0.9								
		・木製	0.7								
内部建具	10	・木製	1.0								
小 計											
設 備	電灯設備等	20	・蛍光灯 (300LX程度以上)	1.0							
			・蛍光灯 (300LX程度以下)	0.8							
			・白熱灯	0.4							
	電線類その他	15	・ビニール被覆線	1.0							
			・ゴム被覆線	0.9							
給排水その他	20	・水洗便所	1.0								
		・くみ取便所	0.4								
暖 房	40	・空気調和	1.9								
		・温風 (ボイラー方式)	1.3								
		・温風 (熱風炉式)	1.0								
		・その他	1.0								
小 計											
外 力 条 件	25	別 表 に よ る 係 数									
合 計										①	

各部現存率Kの値	(構造)内容		
	1 損耗なし、又は、損耗の程度僅小	1.0	0.9
	2 中小亀裂、鋼材発錆(鉄骨造)、外力による小変形がみられるが耐力上影響が殆んどないもの	0.9	0.8, 0.7
	3 損耗が進み、部分的補修、補強又は取替えを必要とするもの	0.7	0.6, 0.5
	4 不同枕下による大亀裂、建物の傾斜、鉄筋被覆材の広範囲の脱落、発錆による主鋼材の断面欠損、その他により構造上大補強を必要とするもの	0.5	0.4, 0.3
	5 構造上損耗著しく建替えを必要とするもの	0.3	0.2, 0.1
各部現存率Kの値	(仕上、設備)内容		
	1 損耗なし、又は損耗の程度僅小	1.0	0.9
	2 汚染及び損耗はある程度みられるが、機能上問題のないもの、又は極く小規模の補修を必要とするもの	0.9	0.8, 0.7
	3 損耗が進み、部分的補修を必要とするもの	0.7	0.6, 0.5
	4 相当部分で損耗が進み、機能低下が顕著であるが、部分補修が可能なもの	0.5	0.4, 0.3
	5 損耗の程度著しく全面建替えを要するもの	0.3	0.2, 0.1

(注) 1 調査票記入要領

- ア 調査票の各区分ごとの種類欄(N)は、該当するか所に○印を付すこと。
 - イ 各部現存率欄(K)は、下表各部現存率K値の内容のうち、該当する項目を選定し、老朽度に応じた係数を選択すること(老朽度が大きいものほど係数は小さい。)。また、老朽の具体的な状況を記入すること。
 - ウ 外力条件は、a 海岸からの距離、b 積雪、c 地盤の各内容ごとに1つを選択し、その組み合わせに応じた係数を種類欄(N)及び各部現存率欄(K)に記入すること。
 - エ 各区分ごと及び合計について、再建設指数($P \times N$)、再建設指数調整値($R = P \times N \% / 0.4$)及び現存指数($R \times K$)を算定すること。
 - オ 各区分ごとの現存指数の合計($\Sigma (R \times K)$)を再建設指数調整値の合計(R)で除して現存率を算定すること。
- 2 調査に当たっては、一級建築士もしくは、これと同等の資格を有する者がこれに当たること。
- 3 調査に当たっては、調査対象施設を実地に調査し、これに当たること。

別表

施設種別		基準定員	
		定員	基準定員の内容
生活保護法	救護施設 更生施設 宿所提供施設	4人以下 4人以下 1世帯以下	救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準（昭和41年7月1日厚生省令第18号）

別添4

社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて

1 対象事業

長時間継続する災害により、入所者等の処遇上特に必要と認められる応急仮設施設整備であって、原則として、入所者等の処遇に直接かかわるものについては、施設種別ごとに定められている「設備及び運営に関する基準」を満たしていること。

なお、この基準により難い特別の事情があるときは、厚生労働大臣に協議するものとする。

2 補助基準額

次のいずれか低い方の価格を基準とする。

- (1) 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り
- (2) 工事請負業者の見積り

なお、これにより難い特別の事情があるときは、厚生労働大臣が必要と認めた額とする。

- 3 なお、応急仮設施設は、交付要綱の2の表に定める各施設が、災害による警戒区域等に所在するため、当該施設の使用が長期間困難となった場合に、入所者等の適切な処遇を確保するため、当該施設と同等の機能を有する施設として緊急避難的に設置される施設であり、当該施設の使用が再開されるまでの間、当該施設と同様の施設として取り扱われるものであること。

別添5

地域自主戦略交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて

1 一部改築

(1) 国庫補助額算定の基本的な考え方

定員1人当たり国庫補助基準単価に一部改築部分に係る定員数を乗じることにより、一部改築部分のみの国庫補助額を算定する。

ただし、一部改築部分に係る定員数が算定できない場合の定員数は次により算出することとする。

$$\text{一部改築に係る定員数} = \text{定員} \times \frac{\text{改築面積}}{\text{既存施設の総面積}}$$

(2) 国庫補助基準額の算定方法

$$\text{基準額} = \frac{\text{定員1人当たり国庫補助基準単価}}{\text{定員}} \times \text{一部改築に係る定員数}$$

(3) 国庫補助額の算定方法

交付要綱の第2の6の(1)に定めるところによるものとする。

(4) その他

既存施設の一部を解体し撤去する場合における解体撤去工事費及び仮施設整備工事費についても上記と同様の考え方により算出するものとする。

2 拡張

(1) 国庫補助額算定の基本的な考え方

定員1人当たり国庫補助基準単価に定員を乗じて得た額に現在の国庫補助算定面積に対する拡張対象面積の比率を乗じることにより、拡張部分のみに係る国庫補助額を算定する。

なお、拡張対象面積は次により算出することとする。

$$\text{拡張対象面積} = \frac{\text{現在の国庫補助算定面積}}{\text{現在の国庫補助算定面積}} - \frac{\text{当時の国庫補助基準面積}}{\text{現在の国庫補助算定面積}}$$

ただし、拡張する実面積が上記により算出した拡張対象面積を下回る場合には、実面積を拡張対象面積とする。

(2) 国庫補助基準額の算定方法

$$\text{基準額} = \frac{\text{定員1人当たり国庫補助基準単価}}{\text{定員1人当たり国庫補助基準単価}} \times \frac{\text{拡張対象面積}}{\text{現在の国庫補助算定面積}} \times \text{定員}$$

(3) 国庫補助額の算定方法

交付要綱の第2の6の(1)に定めるところによるものとする。

別添6

都市部における社会福祉施設の整備の促進について

I 既設社会福祉施設用地有効活用改築促進制度

1 趣旨

都市部における社会福祉施設の新規設置については、深刻な用地不足からその整備が進まない実態にあることから、こうした問題を緩和するため、既存施設を整備需要の高い施設と複合化して改築する場合に経過年数を緩和し、老朽度にかかわらず、社会福祉法人が設置する場合に独立行政法人福祉医療機構の無利子融資の優遇措置を講じるほか、保護施設等（障害者施設を除く。）については、3階建以上の場合に国庫補助基本額の加算を行うことにより、都市部における整備の促進を図る。

2 改築対象施設

- (1) 原則として、社会福祉施設等の延面積の50%以上が10年以上経過した建物であること（原則として老朽度は問わない。）
- (2) 特別区並びに人口10万人以上の市、特別区及び指定都市・中核市周辺の市で施設の立地が困難な地域と認められる人口密集地に所在し、他の緊急度の高い施設と複合化して改築する施設

3 優遇措置の内容

- (1) 保護施設等（障害者施設を除く。）のうち、3階建以上の建物（改築施設及び緊急度の高い施設が3フロア以上を専用する場合に限る。）の場合
国庫補助基本額の加算を行う（8%以内で特に認める基本額）。
- (2) 社会福祉法人が整備する場合に、本制度の対象施設の整備に係る経費について独立行政法人福祉医療機構融資において、同機構の定める貸付基準に基づき、一部又は全部を無利子融資とする。ただし、初度設備に要する経費については対象としないこととする。

II 高層化特例割増制度

1 趣旨

都市部の深刻な用地問題に対応し、用地の高度利用を図る観点から、高層化する場合に必要なスペースを確保できるよう国庫補助基本額の加算を行うこととし、これにより都市部における整備の促進を図る。

2 対象施設

特別区並びに人口10万人以上の市、特別区及び指定都市・中核市周辺の市で施設の立地が困難な地域と認められる人口密集地に整備する3階建以上の次の施設

○ 交付要綱による社会福祉施設等

3 優遇措置の内容

「保護施設等」の対象施設

国庫補助基本額の加算を行う（8%以内で特に認める基本額）。

別添7

地域自主戦略交付金における介護用リフト等 特殊附帯工事の取扱いについて

1 目的

この交付金は、社会福祉施設において、入所者の処遇の改善、介護職員の就労環境の改善及び地域社会の環境に配慮した施設整備の推進を図ること等を目的とする。

2 対象事業

(1) 介護用リフト等整備費

ア 趣旨

社会福祉施設において介護を必要とする身体障害者等に対する入所者の処遇の向上並びに介護職員の就労環境の改善を図る。

イ 対象施設

対象となる施設は、交付要綱による社会福祉施設等のうち、次の施設であって、建物に固定して一体的に整備するものとする。

障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、障害児入所施設

ウ 対象経費

建物に固定して一体的に整備する次に掲げるもので、その整備に係る工事費又は工事請負費とする。

(ア) 介護用リフトの整備

居室や浴室等に介護のための天井走行型介護用リフトの整備

(イ) 特殊浴槽の整備

介護職員の業務の効率化及び負担の軽減のための特殊浴槽の整備

(2) 資源有効活用整備費

ア 趣旨

社会福祉施設等において施設で消費する資源の有効活用及び地域環境の保全に資すること等により、施設利用者及び地域社会に対し快適な生活環境を提供する施設づくりの推進を図る。

イ 対象施設

対象となる施設は、交付要綱の第2の2に掲げる保護施設等であって、建物に固定して一体的に整備するものとする。

ウ 対象経費

建物に固定して一体的に整備する次に掲げるもので、その整備に係る工事費又は工事請負費とする。

(ア) 水の循環・再利用の整備

- 施設から排出される生活雑排水(浴室等の排水)等の循環・再利用のための整備
- (イ) 生ごみ等処理の整備
施設から出るごみの有効活用及び排出量の抑制等ごみ処理のための整備
 - (ウ) ソーラーの整備
光熱水費等の節減及び地域の環境保全のためのソーラーの整備
 - (エ) その他
資源の有効活用及び地域の環境保全のための整備であって必要と認められるもの

(3) 民間社会福祉施設特別整備費

ア 趣旨

社会福祉施設等において入所している身体障害者等があたたくより快適な生活が送れるよう、施設の緑化等ゆとりと潤いのある生活環境を整備するため、入所者及び地域社会に配慮した創意工夫による個性ある施設づくりの推進を図る。

イ 対象施設

対象となる施設は、社会福祉法人及び日本赤十字社であって、施設の新增改築及び拡張の施工に併せ「ウ 対象経費」に掲げる事業を実施する次の条件を備えた施設

- 保護施設等の入所施設において、施設入所者の生活の質の向上及び在宅福祉サービス等のため、施設整備面で先駆的な取組みを行うもの

ウ 対象経費

次に掲げる対象事業で、施設整備費本体の対象経費以外の整備に係る工事費又は工事請負費とする。

<対象事業>

植栽・花壇・庭園、遊歩道、歩行訓練場及び温室等

(4) 消融雪設備整備

ア 趣旨

積雪時における通路の凍結等を防止し、入所者障害者等の安全確保及び職員の業務の負担軽減を図る。

イ 対象施設

交付要綱の別表1-1に定める特別豪雪地域に所在する同別表1-1に掲げる救護施設及び更生施設であって、消融雪設備の整備が特に必要と認められる施設

ウ 対象経費

建物に固定して一体的に整備するもので、消融雪設備に係る工事費又は工事請負費とする。

3 国庫補助基準額

(1) 2の(1)の事業を行う場合

別表の1に掲げる就労・訓練事業等整備加算を適用する。

(2) 2の(1)以外の事業を行う場合

ア 1施設ごとの2の(2)から(3)に係る対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と、9,600千円とを比較して少ない方の額を国庫補助基準額とする。

ただし、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画(以下「地震対策緊急整備事業計画」という。)に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画(以下「地震防災緊急事業五箇年計画」という。)に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表の3に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を国庫補助基準額とする。

別表

1 就労・訓練事業等整備加算

		基準額
就労・訓練事業等整備加算	都市部	32,000千円
	標準	30,500千円

2 地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合

施設の種別	基準額
救護施設	10,600千円

別添8

生産設備の近代化整備にかかる国庫補助の取扱いについて

1 趣旨

社会経済情勢の変動や利用者の障害の重度化等の要因により生産事業の継続に支障を来し、事業収益や支払工賃の減少を余儀なくされている授産施設の事業種目の転換等に必要な機械設備の整備に要する費用を補助することにより、施設経営及び工賃の安定を確保し、もって授産施設等利用者の自立助長の促進を図るものである。

2 対象施設

授産施設、社会事業授産施設、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設

3 対象経費

施設と一体的に整備され、かつ、施設に固定されるもの、及び設備を整備することにより施設の設計に影響を及ぼすものであって、次に掲げる事由により機械設備を整備するための機械器具購入費及び機械器具設置にかかる工事費又は工事請負費とする。

- (1) 経済情勢の変動等による受注量の減少等に対応し、事業種目の転換を図るために必要な機械設備の整備
- (2) 技術革新等に伴い陳腐化した既存設備の更新
- (3) 利用者の障害の重度化等に対応した事業種目の転換又は、機械設備の整備

4 国庫補助基準

- (1) 1施設ごとの対象経費の実支出額（2社以上の納入業者の見積りのいずれか低い方）と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と、原則として、10,700千円（1,500千円（ただし、事業規模が小さく、支払工賃の少ない施設であって、特にその整備の必要性が認められる場合には750千円）以上とする。）とを比較して少ない方の額を国庫補助基準額とする。

別添 9

地域自主戦略交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて

1 趣旨

都市部における建築費の実態を勘案し、補助単価の割増加算を行い施設の整備促進を図ることを目的とする。

2 対象施設及び割増率

この補助単価の特例（割増加算）については、交付要綱による社会福祉施設等を5%割増加算とする。

3 対象地域

(1) 特別区及びその周辺の人口密集地域

(人口密度が概ね1,000人/km²)

(2) 政令指定都市、中核市及びその周辺の人口密集地域

(人口密度が概ね1,000人/km²)

(3) 人口10万人以上の市の区域であって、人口密度が概ね1,000人/km²の地域